

# 1年後に迫ったインボイス制度=消費税でシルバーが大ピンチ!!

令和元年に消費税が引き上げられましたが、8%の軽減税率と10%の2種類の税率区分が混在することから、消費税の透明性を図ることを目的に、令和5年10月からインボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入されることとなりました。

この制度は、消費税の不正防止に加え、**益税抑制**を目的にしていますが、正式導入されるとシルバー人材センターにとって大きな問題が生じます。

## ▶ インボイス制度で何が変わる……? センターが納税!

シルバー人材センターでは、発注者から支払われた代金のうち、事務費を除く全額(労賃+消費税10%)を、配分金として会員に支払っています。

本来、会員が受け取った消費税は国に納付しなければなりません。シルバーの会員は年間課税売上高が1,000万円以下の個人事業主のため、消費税の納付が免除されています。これが益税です。

現在の制度では、シルバー人材センターが会員に支払った配分金に含まれる消費税は、全額仕入控除できるため納税義務はなく、事務費に含まれる消費税だけを納めています。

しかし制度が変わると……、会員が課税登録事業者にならない限り、仕入控除ができないためシルバー人材センターが支払った、会員の配分金に含まれる消費税を納めなくてはなりません。

益税とは、消費者が支払った消費税が国などに納められず、事業者の手元に合法的に残ること。

シルバー会員の配分金に含まれる消費税がこれにあたる。

## ▶ 納税額はどのくらい……? なんと、年額1350万円!

令和3年度決算で見ると、全会員への配分金は約1億4700万円ですので、この配分金に含まれる消費税は、なんと1,350万円。

完全実施までには経過措置がありますが、シルバー人材センターには財源はありません。大ピンチです。

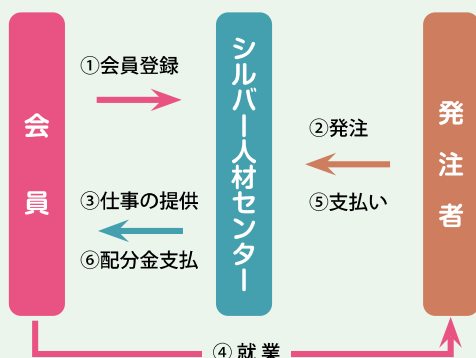
## ▶ ピンチを乗り切る方法は……? あるにはありますが…!

この大ピンチを乗り切るには、いくつかの方法があります。

- ① 会員全員が免税事業主から外れる事業者登録を行い、受け取った消費税を会員が納める。
- ② 配分金に含まれる消費税を差し引き、センターが納税する。
- ③ 国・町の補助金増額。
- ④ 事務費を10%から段階的に引き上げる。……などの方法があります。

## ▶ 制度開始に向けた方策は……? 最善な方策を方針決定

いくつか方法がありますが、会員の収入減は避けたい。税補填のための補助金増額は本末転倒。事務費の引き上げは、発注者への負担が増え、顧客離れが不安材料など……課題が残されています。今後、シルバー人材センターとして最善な方策を検討し、制度開始までに方針決定していく予定です。



シルバー人材センターは、健康で働く意欲のある高齢者で構成され、地域に貢献することを目的に設立された公益社団法人です。寄居町在住で原則60歳以上の元気な方を募集します。ぜひ一緒に働いてみませんか。センターでは、毎月、第一、第三金曜日の午前10時から、入会説明会を開催しています。

会  
員  
募  
集